

入札公告

沖縄県が発注する下記業務について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年3月3日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 入札に付する事項

- (1) 業務名称 議会庁舎電力設備保安点検業務
- (2) 業務内容 県議会庁舎の電力設備の定期点検、法定点検保全業務を行う。詳細については「議会庁舎電力設備保安点検業務仕様書」による。
- (3) 履行場所 沖縄県議会庁舎（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番3号）
- (4) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) その他 本業務は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての条件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 入札参加資格確認申請期限日から当該業務の落札決定日までの間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 次の各号に該当しないこと。
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその会計者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）
 - イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。
 - ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる。
- (6) 議会庁舎は、県本庁舎から電力供給され、制御・監視されているため県本庁舎（延べ床面積78,243m²、設備容量13,550KVA）と同等規模の官公庁建物の電力設備保安点検業務について、過去5年以内に1年間以上の実績を有すること。
- (7) 議会庁舎の電力は、県本庁舎で一括受電され、県本庁舎、議会庁舎及び警察庁舎に供給されている。

庁舎の重要性を鑑み、年次精密点検においては万全な体制が求められるため、電気主任技術者の有資格者を多数（6名以上）配置できる体制を有すること。

- (8) 業務責任者として、電気主任技術者の資格及び電力設備保安点検業務について5年以上の実務経験を有する者を配置できること。なお、当該技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。
- (9) 電力設備の故障等緊急時に24時間（休日も含む）現場へ30分以内に到着し、迅速に対応できること。
- (10) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これに加入していること。

3 入札日時及び場所

入札書は持参により提出すること。なお、郵送または電報による入札は認めない。

- (1) 入札日時 令和8年3月18日（水）14時00分
- (2) 入札場所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番3号
沖縄県議会庁舎 3階 302会議室

4 申請書等の提出及び入札参加資格の審査等

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資格確認資料を提出しない者、並びに入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

- (1) 申請書等の提出期間等
 - ア 提出期間 令和8年3月3日（火）～ 令和8年3月11日（水）
※上記期間の土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
 - イ 提出場所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番3号
沖縄県議会事務局 総務課
TEL 098-866-2572
 - ウ 提出方法 持参（部数は1部。）
- (2) 入札参加資格の確認結果通知
令和8年3月13日（金）までに書面にて通知する。
- (3) 資格の有効期間
この公告に基づき資格を取得してから契約締結日までとする。
- (4) 資格審査申請事項の変更
入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく資格審査申請事項変更届出を提出しなければならない。
 - ア 商号又は名称
 - イ 住所又は所在地
 - ウ 氏名（法人にあたっては、代表者の氏名）
 - エ 使用印鑑
 - オ 法人にあつては資本金
 - カ 電話番号

(5) 資格の取り消し等

ア 入札参加の資格を有する者が2(1)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

イ 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

(6) 資格の適用

この入札に参加する者の資格は、沖縄県が実施する本業務に係る入札に限り適用する。

5 入札説明書及び仕様書等の交付期間、交付方法等

(1) 交付期間 本案件公告日から入札日まで

(2) 交付方法 沖縄県のホームページに掲載する。

【トップページ > 産業・しごと > 入札・契約 > 公募・入札 > 警備・清掃・設備点検 > 令和8年度実施業務（警備・清掃・設備点検）】

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の規定により、見積もる契約金額の100分の5以上の金額を県に納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に本県を被保険者とする入札保証契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

(2) 契約保証金

沖縄県財務規則第101条の規定により、見積もる契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に本県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

7 入札書に記載する金額

入札金額については、本業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定にあた

っては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書及び委任状には、業務名及び業務を実施する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 代理人が行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印鑑では訂正できない。
- (4) 入札を希望しない場合には参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

9 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- ア 入札参加資格のない者の行った入札
- イ 同一人が同一事項について行った 2 通以上の入札
- ウ 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- エ 委任状を持参しない代理人の行った入札
- オ 入札書の表記金額を訂正した入札
- カ 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- キ 入札条件に違反した入札
- ク 連合その他不正の行為があった入札
- ケ 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

10 契約締結時期

落札者の決定後、7 日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

11 その他

- (1) 申請書及び資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 契約担当者は、提出された申請書及び資格確認資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された申請書及び資格確認資料は返却しない。
- (4) 提出期限以降における申請書及び資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付

漏れ等があった場合は、入札参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。

- (6) 本業務の契約締結後、本業務の請負代金額の変更協議をする場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する業務の予定価格の算定は、本業務の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連業務の設計額に乗じた額で行う。
- (7) 最低制限価格は設定しない。
- (8) 詳細は入札説明書による。

12 本公告に関する質問及び回答

質疑については、質疑書により行う。質疑事項がなければ提出は不要。なお、簡易な質疑は電話でも受け付けるが、業務時間内に限る。

- (1) 問合せ先 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 3 号
沖縄県議会事務局 総務課 (担当：赤嶺)
TEL 098-866-2572
- (2) 提出先 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 3 号
沖縄県議会事務局 総務課
FAX 098-866-2350
メール (代表) xx170003@pref.okinawa.lg.jp
- (3) 提出期間 令和 8 年 3 月 3 日 (火) ~ 令和 8 年 3 月 11 日 (水)
※上記期間の土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで
- (4) 提出方法 電送 (FAX 又はメール) 又は持参
※電送で提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。
- (5) 回答方法 令和 8 年 3 月 13 日 (金) までに入札参加申請者に通知する。